議事要旨(3) 後発事象に関する会計基準の検討について

冒頭、都常勤委員より、後発事象に関する会計基準の検討について、今後、審議を進めるにあたって、引き続き市場関係者の意見を聴取し、基準開発を進めていく旨の説明がなされた。続いて、神谷専門研究員より、説明資料［審議事項(３)-１］に基づき、「公表承認日」に代わる文言の取扱いなどのディスカッションポイントを中心に説明がなされた。

説明に対して、委員から引き続き慎重に審議を進めていただきたいとのコメントがあった他、主な質問や意見と、それらに対する事務局からの説明は次のとおりである。

- ある委員より、「公表承認日」の代替案としての「後発事象基準日」は良い案とは言えないが、誤解は生じることはないであろうとの意見があった。また、同委員より、「後発事象基準日」の定義の中の「一定の判断を行った日」の記載がポイントであり、結論の背景に含まれている後発事象基準日の取扱いについて、会計基準としては会社法及び金融商品取引法の取扱いだけでなく、一般的な考え方としての「一定の判断を行った日」の意義を記載すべきではないかとの意見があった。さらに同委員より、注記において、誰が判断したかを記載することを再検討すべきではないかとの意見があった。これに対し、事務局より関連法令との関係も考慮しながら検討した上で現在の文案としているが、一般的な考え方を含めるかどうかも含め、今後さらに検討していきたい旨の説明がなされた。

これらを受けて、西川委員長より、会計基準の開発に向けて、引き続き検討していく旨の説明なされた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。